

災害による被害を受けた学生への支援について

1. 東京海洋大学の経済的支援

① 授業料等減免(受付期間延長)

令和元年度後期授業料等減免申請について既に受付期間を終了しておりますが、台風 15 号及び 19 号による被害を受けた学生について申請期間を延長いたします。

旧：申請受付終了日：10 月 15 日（火）

新：申請受付終了日：10 月 23 日（水）

※申請時に被害の状況が分かる罹災証明書や現場写真等を用意ください。

※上記期限までに申請を頂ければ、免除許可の可否にかかわらず支払いが 2 月末日まで猶予されます。猶予のみを希望される方も必ず上記期限までに連絡をください。

② 経済支援給付制度

(1) 対象者：自然災害の被災等により家計が急変し、生計を同一にする者全員の収入を合算した金額が事由発生前の 2 分の 1 以下程度に減少することが見込まれ、かつ授業料免除の基準に適合するなど経済的に困窮している方

(2) 支給額：最高 25 万円（返還不要）

※授業料免除状況によって給付について制限が掛かる場合がございます。

詳細につきましては、[本学 HP](#) よりご確認ください。

2. 日本学生支援機構の経済的支援制度

① 緊急・応急採用奨学金

(1) 対象者：災害により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する方。

※災害救助法適用地域の世帯学生

(2) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）

※共に返還が必要な貸与型の奨学金となります。

[緊急・応急採用](#)

② JASSO 支援金

(1) 対象者：災害により学生本人が居住する住宅に半壊以上等（床上浸水を含む）の被害を受けた者。

※罹災証明書等被害の状況を示す書類の提出が必要となります。

(2) 支給額：10万円（返還不要）

[JASSO 支援金](#)

（災害救助法適用地域及び適用日）

災害救助法適用地域及び適用日は[リンク](#)のとおりです。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。

上記支援への申込み及びご相談を希望される場合は、以下の担当係へとお問い合わせください。

品川地区：学生サービス課奨学係(03-5463-0434)

越中島地区：学生支援係（03-5245-7317）

以上